

認定ドナーコーディネーター協議会 認定ドナーコーディネーター制度規則

(総則)

第1条

認定ドナーコーディネーター協議会（以下「協議会」という。）は、臓器提供者の尊い意思を確実に反映し、高度な専門性を有して臓器提供手続を遂行するにあたり、医療機関に所属するドナーコーディネーターに認定制度（以下、「認定ドナーコーディネーター制度」という。）を設ける。

第2条

認定ドナーコーディネーターは、臓器提供者（臓器提供候補者を含む）とその御家族の意思を尊重し、第三者的立場としてドナー家族に関わり、医療機関や関係機関等との連携の下で移植に至るまでの一連の業務を適正かつ円滑に行うための高度な調整(コーディネーション)を担うための専門知識を有している必要がある。

第3条

本制度規則においては、認定ドナーコーディネーターを認定するにあたっての手続きを定める。

(委員会)

第4条

本制度に係る事項は、協議会規約第13条から第15条に規定する制度・審査委員会が審議を行う。

(養成プログラムについて)

第5条

認定ドナーコーディネーターは、第7条に掲げる認定ドナーコーディネーター養成プログラム（以下単に「養成プログラム」と言う）を経て、認定される。

(養成プログラム開始登録の資格)

第6条

養成プログラムの開始登録をしようとする者は、以下のいずれの条件をも満たす場合に、直近の経験事例から1年間にわたって開始申請が可能となる。

(施設条件)

- 1) 所属する医療機関が、過去3年間に3例以上の脳死下臓器提供事例（脳死判定後に臓器提供がなされなかったものを含む）を有していること。

(個人条件)

- 2) 受講希望者が、医療機関を問わず、過去3年間のうちに3例以上の脳死下臓器提供事例対応もしくは支援経験(うち1例は同意取得等の場面での同席経験があることが望ましい)を有していること。
- 3) 受講希望者の医療機関における勤務経験が3年以上であること。
- 4) 受講希望者が、所属医療機関において臓器提供に係る活動を1年以上主体的に行っていること。
- 5) 受講希望者に対して、所属する病院長からの推薦があること。

(養成プログラムの構成と審査・認定)

第7条

第5条で示す養成プログラムには、以下の各項目から構成される。

なお、養成プログラムにおいて、養成プログラム開始登録から2年以内に最終試験を受験する必要がある。

1) 養成プログラム開始登録

養成プログラムの開始を希望する者は、養成プログラム開始登録の申請を行なう。申請書類の審査及び理事会において定める養成プログラム開始登録料の受領をもって、養成プログラムの開始登録が完了し、当該申請者は研修者として登録される。

2) 研修受講前知識確認テストによる審査、及び制度・審査委員会による審査(合否判定)

研修者は、養成プログラムの開始登録後、研修受講前知識確認テストの受講資格を得る。研修受講前知識確認テストの受講資格を得た者は、研修受講前知識確認テストを受験する。

当該テスト結果に基づき、制度・審査委員会によって審査が行われ、合格と判定された研修者に対し、研修受講前知識確認テスト合格証明書が発行される。

3) Step1 研修の受講及び審査、及び制度・審査委員会による審査(修了可否判定)

研修者は、研修受講前知識確認テスト合格証明書の受領を以て、Step1 研修の受講資格を得る。Step1 研修の受講資格を得た者は、Step1 研修を受講する。

研修結果に基づき、制度・審査委員会によって審査が行われ、修了と判定された研修者に対し、Step1 修了証明書が発行される。

4) Step2 研修の受講及びレポートの提出、及び制度・審査委員会による審査(修了可否判定)

研修者は、Step1 修了証明書の受領を以て、Step2 研修の受講資格を得る。

Step2 研修の受講資格を得た者は、Step2 研修の受講及びレポートの提出(様式3 認定ドナーコーディネーター実地研修事例レポート)を行なう。

当該レポート内容を基に、制度・審査委員会によって審査が行われ、修了と判定された者に対して、最終試験の受験許可が通知される。

5) 最終試験の実施、及び制度・審査委員会による審査（合否判定）

最終試験の受験許可が通知された研修者は、制度・審査委員会による最終試験を受験する。

制度・審査委員会によって審査が行われ、合格と判定された研修者について、制度・審査委員会委員長は、協議会理事会に対して、認定ドナーコーディネーターとしての認定推薦を行う。

6) 協議会理事会での承認

最終試験合格者については、協議会が定める期日までの所定認定料の振込確認をもって、協議会理事会で協議が行われ、適格と承認された者が認定ドナーコーディネーターとして認定され、認定番号及び認定証が発行される。これをもって養成プログラムは終了となる。

（養成プログラム開始登録）

第8条

養成プログラムの開始登録をしようとするものは、以下に定める申請書類を協議会事務局に提出する。事務局は第6条の事項を満たしていることを確認した上で、研修者番号を発行し、制度・審査委員会に共有する。

なお、養成プログラムの開始登録は、原則年1回とする。

- ・ （様式1）認定ドナーコーディネーター 養成プログラム開始登録申請書
- ・ （様式2）認定ドナーコーディネーター 推薦書

（Step2研修について）

第9条

- 1) Step2研修の実施に当たっては、認定ドナーコーディネーター協議会が、Step2研修の実施に協力する施設（以下「協力施設」という）のリストを作成する。
- 2) 研修者は、Step2研修の開始時点において、予め研修を希望する協力施設に対して、研修受け入れの申し込みを行う。
- 3) 当該協力施設において、臓器提供の可能性がある患者が発生した場合、臓器提供に関する承諾が見込まれた時点で、当該協力施設は研修者に対して連絡を行う。
- 4) 研修者は、当該協力施設と適切に連携を取りながら、Step2研修を実施する。なお、その際には、協力施設は臓器あっせん機関に Step2研修が実施される旨を共有する。

第10条

Step2研修においては、Step2研修の受講資格を得た日から1年以内に、Step2研修の全ての項目について受講及びレポートの提出を行う。なお、制度・審査委員会による審査の終了

が1年を超過することについては差し支えない。

- ・ (様式3) 認定ドナーコーディネーター 実地研修事例レポート

(制度・審査委員会の開催について)

第11条

1. 制度・審査委員会は、研修受講前知識確認テスト、Step1研修、Step2研修、最終試験の実施後に、適宜開催する。
2. Step1研修及びStep2研修の実施後に開催される制度・審査委員会については、必要に応じて、書面開催や委員長による簡易審査を行うことは差し支えない。最終試験実施後に行われる合否判定結果は協議会理事会および事務局に提出する。

第12条

1. 最終試験実施後に、制度・審査委員会が行った合否判定結果を基に、協議会理事会で認定ドナーコーディネーターの認定について協議を行い、承認された場合、協議会長の名で、承認された者に対して認定証を交付する。
2. 認定者は、認定ドナーコーディネーターとしての活動及び登録情報を臓器あっせん機関ならびに厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室に提供することに同意したものとみなす。

(研修の免除)

第13条

養成プログラム開始登録の有資格者のうち、別途内規に規定する要件を満たす者については、全て、または一部の審査過程を免除することが可能である。

第14条

第13条に定める審査過程の免除を希望する者は、以下に定める申請書を、制度・審査委員会に提出する。免除可能な審査過程については、制度・審査委員会で審議される。免除が認められた場合、制度・審査委員会は認定希望者にその旨を通知する。

- ・ (様式4) 認定ドナーコーディネーター 研修免除申請及び実務経験申告書

(認定ドナーコーディネーターとしての活動)

第15条

家族への説明及び同意の取得にあたっては、厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課移植医療対策推進室より発出されている事務連絡及び臓器提供の手続に係る質疑応答集に従う。また、認定ドナーコーディネーターは、家族に対して自らの立場を説明するとともに、家族及び立ち会いを行う臓器あっせん機関のコーディネーターに対して認定証を提示する。

(認定ドナーコーディネーター認定の更新)

第 16 条

認定ドナーコーディネーター認定の有効期間は、認定日から起算し、認定から 3 年を経過して迎える 9 月 29 日までとする。

第 17 条

1. 認定ドナーコーディネーターの認定を更新しようとする者は、認定期間内に 3 事例以上、臓器提供に関する説明・家族対応等（単なる選択肢提示の補助にとどまらず、認定ドナーコーディネーターによる主体的な家族への情報提供の実施や面談を指す）を行う必要がある。
2. 対応事例数については、自院のみならず、医療機関同士の連携に基づく他院における活動を含むことができ、そのうち 1 事例は立会人と共に行う同意取得行為を実施していること。

第 18 条

認定ドナーコーディネーターの認定を更新しようとする者は、以下に定める書類を提出することにより、認定ドナーコーディネーター認定の更新手続きを行わなければならない。

- ・ (様式 5) 認定ドナーコーディネーター 更新申請書
 - ・ (様式 6-1) 認定ドナーコーディネーター 更新用対応事例一覧表
 - ・ (様式 6-2) 認定ドナーコーディネーター 更新用事例レポート
 - ・ (同意取得に至った症例についてのみ) 臓器提供・脳死判定承諾書の複写
- ※様式 6-2 に関しては、同意取得に至らなかった事例のみ記載する。

第 19 条

制度・審査委員会は、毎年 1 回、認定ドナーコーディネーター更新申請書類を審査し、その意見を協議会理事会に報告する。

第 20 条

第 18 条で定める報告に対して、協議会理事会で承認が得られた者に対し、協議会長は新たに認定証を交付する。

(認定ドナーコーディネーターの更新猶予)

第 21 条

妊娠出産・育児・留学・病気等の正当な理由で認定期間内に更新要件を満たすことができなかった者については、協議会理事会がその事由と期間を考慮し、1 年単位で最長 2 年に限り、更新猶予を認める場合がある。但し、当該期間を除いた認定期間で更新要件に定める全ての

要件を具備していなければならない。

- ・ (様式7) 認定ドナーコーディネーター 更新猶予申請書

(認定ドナーコーディネーターの異動について)

第22条

認定ドナーコーディネーターの資格を有する者が、所属医療機関に変更があった場合は、以下の書式と共に協議会事務局に届け出ること。

- ・ (様式8) 認定ドナーコーディネーター 推薦書(異動)

(認定ドナーコーディネーターの認定喪失及び取消し)

第23条

認定ドナーコーディネーターは次の各項の理由によりその認定を喪失する。

- 1) 認定ドナーコーディネーターが自ら辞退したとき。
- 2) 認定ドナーコーディネーターの更新手続きが行われなかったとき。
- 3) 認定ドナーコーディネーターとして著しく倫理上の問題や業務の不適切性があると協議会理事会において認められたとき。
- 4) その他、協議会理事会において認定取消しが妥当と判断されたとき。

(補則)

第24条 この規則は制度・審査委員会及び協議会理事会の議を経て変更することができる。

令和8年5月25日 制定

令和8年7月10日 改訂